

# 北アルプス地域滞在型周遊デジタルスタンプラリー(システムの企画・設計・運営等)業務 委託仕様書(案)

## 1 委託業務名

北アルプス地域滞在型周遊デジタルスタンプラリー (システムの企画・設計・運営等) 業務

## 2 目的

グリーンシーズンにおける観光消費額の増大につなげるため、北アルプス地域全体で周遊観光を促すデジタルスタンプラリーを行い、北アルプス地域の魅力を発信することにより、地域全体で通年誘客と滞在日数の長期化を図ることを目的として、本事業を実施する。

## 3 履行期間

業務締結日から令和6年12月27日(金)まで

(デジタルスタンプラリー実施期間: 令和6年7月19日(金)～令和6年11月30日(土))

## 4 業務内容

### (1) デジタルスタンプラリー(以下「当ラリー」という。)のシステム企画・設計

- ① 次の項目を踏まえたシステム設計の提案をすること。
  - (ア) より多くの旅行者等がこの地域に関心を持って参加したくなるようなシステムとすること。
  - (イ) 景品に応募する際には、個人属性やアンケートの入力を求めることとし、より多くアンケートに答えてもらえるような景品の応募条件を設定すること。
  - (ウ) 大糸線利用促進につながる仕組みを設定すること。
- ② 次の基本的な仕組みをシステムに組み込むこと。
  - (ア) チェックポイントは200まで参加することが可能であること。
  - (イ) 利用ユーザーは無制限であること。
  - (ウ) チェックポイントがデジタルマップに表示されること。
  - (エ) 参加施設等をカテゴリー別に表示できること。  
(観光施設、JR大糸線の主要駅、民話の舞台、地産地消を推進する飲食店、スイーツ販売店、二次交通等)
  - (オ) 2次元バーコードの設置が困難なポイントがあるため、2次元バーコードとGPSによる認証と併用できること。
  - (カ) 任意で提供される優待券(クーポン)が表示され、利用条件に応じた設定ができること。
  - (キ) 最初にポイントを取得した際に、参加賞(デジタル)が取得できるように設定すること。
  - (ク) 景品に応募する際のアンケートと参加者の行動履歴がデータとして保存され、観光客の動向分析に利用できること。
  - (ケ) アンケートの内容は、委託者と協議の上決定すること。

### (2) 当ラリーの管理運営

- ① 位置情報から、受託者が運営するアプリ等へ登録されている他のデジタルスタンプラリー参加者へ当ラリーの告知ができること。また、主催者から参加者への通知機能があること。
- ② システムに不具合が生じた場合及びシステムに関する問い合わせについて対応すること。
- ③ 当ラリー参加施設等に関する掲載情報等の修正等に随時対応する。

### (3) 当ラリー実施後の実績報告

当ラリー参加者に関する情報（年代、性別、住所地域、参加者が辿ったルート等）、景品応募時のアンケート結果及び抽選結果を、電子データ（CD-R等：1部）により提出すること。

### (4) チラシ、ポスター及びポイント付与用2次元バーコードのポップ作成

#### ① 当ラリーのPR用チラシの作成・印刷

##### (ア) 紙媒体

部数：2,500枚

サイズ：A4 両面刷り（表面はラリーのPR。裏面は参加方法等をデザインする。）

紙質：コート90kg

色指定：両面4色カラー

##### (イ) 電子データ（CD-R等） 1部

#### ② 当ラリーのPR用ポスターの作成・印刷

部数：200枚

サイズ：B2 片面刷り

紙質：コート135kg

色指定：4色カラー

#### ③ ポイント付与用2次元バーコードのポップ作成

部数：参加施設数分

#### ④ 納入期限

令和6年7月12日（金）午後3時

#### ⑤ 納入場所

長野県北アルプス地域振興局商工観光課（住所：長野県大町市大町1058-2）

#### ⑥ その他

チラシの電子データは、WEB広告やホームページ等に利用できる編集可能なものとする。

## 5 業務の打合せ、報告等

契約後速やかに、システム運営会社及び北アルプス地域振興局と打合せを実施するとともに、委託者の要請に応じ、随時、打合せを実施し指示を受ける。また、各業務が完了した場合は、その業務毎に完了届を提出すること。

## 6 検査

- (1) 委託者が定める検査職員は、受託者が納入した成果品について、本仕様書に基づき適正に業務が実施されているか否かの検査を行う。
- (2) 検査の結果、成果品の瑕疵が判明した場合は、受託者は委託者の指示に従って必要な修正を行い、委託者が指定する期間内に納入することとする。

## 7 著作権等

- (1) 本業務の実施による成果品の文章、画像、その他一切の著作物について、委託者は受託者に対し事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (2) 受託者は、成果品に係る著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合及び委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者の協議により解決するものとする。